

スポーツ少年団活動における「新しい生活様式」定着に配慮した スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和2年9月10日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなど、「新しい生活様式」定着に向けた感染症対策を再徹底する。

2 スポ少活動における「新しい生活様式」定着に配慮した具体策

- (1) 自宅等で検温を実施し、体温が 37.0 度以上の場合や風邪症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。必要に応じて、開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、熱中症事故に留意しつつ、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用するよう努めること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を厳守すること。
- (8) 首都圏など感染拡大地域との交流は引き続き控えることとし、その他の地域は感染状況に注意しながら中央競技団体が作成した「競技別ガイドライン」に記載されている最新の感染防止策を確実に実施するとともに、次の事項に十分配慮すること。

- ・県外チームとの交流では、首都圏など感染拡大地域との交流は引き続き控えること。(その他の地域との交流については、感染状況等について最新の情報収集に努めること。)
- ・遠征先で団員等に感染(濃厚接触者を含む)が確認された場合には、それぞれの自治体を管轄する保健所の指示に従うことになる等を、あらかじめ団員及び保護者に説明し理解を求めておくこと。
- ・県内の宿泊を伴う活動(合宿等)でも、保護者の理解を十分得ること。
- ・県外チームとの交流後、団員等に発熱やかぜ症状など体調に異変を感じた際は、団員を学校に登校させず、「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談すること。

- (9) 交流試合等(県外チームの参加含む)を開催したり参加したりする場合には、他団との接触時間が短くなるよう中央競技団体が作成した「競技別ガイドライン」に記載されている最新の感染防止策を確実に実施すること。
- (10) このほか、市町村教育委員会の定めた方針に沿ってスポ少活動を行うこと。

※アンダーライン部分が、主な変更点